

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：こども家庭庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.0%
全職員	71.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	124.4%
本省課室長相当職	92.8%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	89.6%
係長相当職	85.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	129.4%
31～35年	-
26～30年	79.7%
21～25年	91.8%
16～20年	82.2%
11～15年	80.5%
6～10年	101.3%
1～5年	86.1%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には賃金水準の異なる任期付職員と非常勤職員が共に含まれているが、相対的に賃金水準が低い非常勤職員において女性の割合が大きいため、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、「全職員」で見た場合、男女の給与の差異が大きくなっている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。